

# 京都市内における食品衛生法違反（牛生レバーの提供） 事案発生に伴う緊急立入指導の実施について

平成26年10月29日  
京都府健康福祉部  
生活衛生課 TEL075-414-4759

本日、京都府警から、京都市東山区の経営者等を食品衛生法違反容疑（牛生レバーの提供）により逮捕した旨の情報提供を受けました。

つきましては、本府においても府民の食の安心・安全を守るため、下記のとおり府内（京都府を除く）の焼肉店等の飲食店を中心に、緊急立入指導を実施しますのでお知らせします。

なお、京都市内の飲食店等については、京都市が同様の立入指導を予定しています。

## 記

### 1 焼肉店等への立入指導（平成26年10月29日（水）～11月7日（金））

各保健所において、焼肉店等の飲食店（京都市域を除く約200件）を中心に立入し、牛生レバーや生食用食肉の提供状況を確認するとともに、法令遵守を再徹底

### 2 関係団体への文書通知

関係団体に対し、会員等への食品衛生法に基づく牛レバーの規格基準の遵守の徹底等を文書で依頼

#### 事件の概要（京都府警報道提供資料より）

平成26年8月6日に牛の生レバーを提供した焼肉店経営者等4名の逮捕  
食品衛生法第11条第2項違反疑い

- ・ 営業者氏名 株式会社 破天荒（はてんこう） 代表取締役 小田 篤志
- ・ 営業所屋号 祇園焼肉「志」（ぎおんやきにく ころろ）
- ・ 営業所所在地 京都市東山区新橋通大和大路東入二丁目橋本町

#### ※参考 食品衛生法第11条第2項に基づく食品、添加物等の規格基準（抜粋）

牛の肝臓は、飲食に供する際に加熱を要するものとして販売の用に供されなければならない。

・・・その販売者は、一般消費者が飲食に供する際に当該食品の中心部まで十分な加熱を要する等の必要な情報を一般消費者に提供しなければならない。